

議事日程(第4号)

令和4年9月22日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 令和3年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 令和3年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 令和3年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 令和3年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 令和3年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 令和3年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 令和3年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 令和3年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について |
| | | (日程第1～日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第10 | 第37号議案 | 中間市企業版ふるさと納税地方創生基金条例
(日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第11 | 第30号議案 | 令和4年度中間市一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第12 | 第31号議案 | 令和4年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(日程第11・日程第12 委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第13 | 第32号議案 | 中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 第33号議案 | 中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 第34号議案 | 中間市地域下水道施設改良基金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 第35号議案 | 中間市下水道条例の一部を改正する条例 |

- 日程第17 第36号議案 中間市公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する
条例
(日程第13～日程第17 委員長報告・質疑・討論・採
決)
- 日程第18 議員提出議案 中間市財政運営基本条例
第2号
(日程第18 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第19 意見書案 世界平和統一家庭連合(旧統一教会)と政界との関係断ち
第9号 切りを求める意見書
(日程第19 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第20 意見書案 軍事費のGDP2%への増額に反対する意見書
第10号
(日程第20 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第21 意見書案 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書
第11号
(日程第21 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第22 意見書案 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求め
第12号 る意見書
(日程第22 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第23 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番 小林 信一君	2番 堀田 克也君
3番 田口 善大君	4番 蛙田 忠行君
5番 柴田 芳信君	6番 田口 澄雄君
7番 山本 慎悟君	8番 安田 明美君
9番 掛田るみ子君	10番 中尾 淳子君
11番 阿部伊知雄君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辞君	14番 下川 俊秀君
15番 井上 太一君	16番 中野 勝寛君

欠席議員(0名)

欠 員 (0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	教育長	………	片平 慎一君
総務部長	………	田代 謙介君	市民部長	………	米満 孝智君
保健福祉部長	………	篠田 耕一君	教育部長	………	船津喜久男君
建設産業部長	………	村上 智裕君	消防長	………	林 誠志君
環境上下水道部長	………				末廣 勝彦君
総務課長	………	井上 篤君	財政課長	………	蔵元 洋一君
企画課長	………	持田 将一君	市民課長	………	松原 邦加君
産業振興課長	………	平川 佳子君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	佐伯 道雄君	書記	志垣 憲一君
書記	東 隆浩君	書記	本田 裕貴君

午前10時00分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

日程第9. 認定第9号

○議長（中野 勝寛君）

これより日程第1、認定第1号から日程第9、認定第9号までの令和3年度各会計決算認定9件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分及び認定第5号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、認定第1号、令和3年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。まず、歳入歳出差引額は、13億4,217万3,035円の黒字決算となっております。

まず、歳入に関しまして、地方交付税では、普通交付税と特別交付税とを合わせた収入済額は55億9,037万4,000円で、前年度と比較して4億243万6,000円の増額となっており、地方交付税を補完しています臨時財政対策債の借入額は4億9,217万円で、前年度と比較して1億1,236万4,000円の増額となっております。また、ふるさと納税を含む寄附金の収入済額は、11億634万1,300円で、前年度と比較して1億5,907万7,100円の減額となっております。

次に、歳出に関しましては、人件費では、市立病院職員の整理退職に伴う退職手当組合負担金の増額等により、前年度と比較して2億6,153万1,000円増加となっております。

ります。

公債費では、令和2年度末で閉鎖した病院事業に係る地方債を一般会計が継承したことに伴う元利償還金の増等により、前年度と比較して1億5,490万6,000円増額し、12億1,285万円となっております。令和3年度末における普通会計の基金は、前年度から22億2,119万4,000円増額し、残高は46億2,478万2,000円となっております。また、地方債残高は前年度から2億7,683万7,000円増加して、113億9,021万3,000円となっております。主な財政指標でございますが、借換債の発行などにより、資金繰りの危険度を示す実質公債費比率は前年度から3.7ポイント改善して5.6%に、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率は31.1ポイント改善して13.9%に、財政構造の弾力化を示す経常収支比率は2.7ポイント改善して83.5%となっております。

主な事業としては、総務費においては、ふるさと納税制度による寄附金収入が11億358万1,800円と前年度と比較して1億5,938万2,200円の減額となっておりますが、寄附件数が増加したことに伴い、ふるさと納税管理委託料は1,318万348円増額の6億5,549万8,420円となっております。

教育においては、GIGAスクール構想に基づく市内全ての小中学校への校内通信ネットワークの構築及び1人1台のタブレット端末等の配備が令和2年度に完了したことから、オンライン教材やフィルタリングソフトが導入されたほか、GIGAスクールサポーターの配置派遣及びICT活用研修を実施し、環境整備と利活用支援による教育ICTの充実が推進されました。

討論において、「令和元年の基金残高が底をつくような状況から46億2,000万と中間市政最高額の基金残高を積み増したということを大きく評価したい。将来負担比率も31.1ポイント改善して、13.9%と、昨年の県平均の13.4%に近いようなところまで回復ができている。基金は確かに最高額を積み増しているが、まだまだ県平均からすると、その半分しか積み増せていないので、残高が本当に少なくなっているものもあるので、将来に向けて、しっかりと財政運営をしていくために、いま一度、基金の見直しをしたらどうかという意見を付して賛成する。」との意見がありました。

次に、認定第5号、令和3年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。令和3年度も新たな用地の取得がなく、収入支出とも生じておりませんでした。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号及び認定第5号のいずれも全員賛成で原案どおり認定すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分、並びに認定第2号、認定第3号、認定第6号及び認定第7号の各会計歳入歳出決算について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、認定第1号、令和3年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、市税収入額41億123万2,877円で、前年度と比較し、5,081万8,659円の減額となっております。また、市税徴収率につきましては、スマートフォンアプリ決済による収納を開始するなどの納税機会の拡大に伴い、前年度の96.9%から97.4%に向上しております。

次に、歳出の主なものとして、民生費において、市民税均等割が非課税である世帯等に対し、10万円を支給する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として5億9,790万円が、子育て世帯に対して、子供1人当たり10万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金として5億3,510万円が、低所得のひとり親世帯等に対して、子供1人当たり5万円を支給する低所得の子育て世帯生活支援特別給付金として7,497万円が支出されています。

また、衛生費においては、新型コロナウイルス感染症対策事業として、感染した場合に、重症化しやすい高齢者等に対するPCR検査費用の助成として319万3,880円が支出されています。こちらは、疾病予防対策事業費等国庫補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、全額賄われております。

討論において、「令和2年度から市民団体に対する各種補助金が大幅に削減されたままであり、一方で基金の積み立てなど大きな金額がため込まれ、こうしたため込みの原因に市民生活へのカットが反映されている。さらに、個人番号制度のマイナンバー等の推進が個人の権利侵害につながっている。以上のことから、決算案に対して反対する。さらに、生活保護の扶養調査について、扶養援助につながった効果は僅かであり、調査に要する事務手続きや人員の問題から税金の無駄遣いとの声も出されていることで、保護を辞退や敬遠せざるを得ない状態になっていることから調査を実施しないことを求める。また、園児のバス事故が静岡県でも起きたが、二度とこのような事故を起こさないという立場で他市に先駆けてでも具体的な対策を講じることを求める。」との意見のほかに、「先だって、中間市市民の生命を守る地域づくり条例が制定をされ、このような基本的な人権や、人の尊厳を守る活動というのは、議会においても会派に関係なく前向きに対応すべきである。」との意見がありました。

次に、特別会計について申し上げます。

はじめに、認定第2号、令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は48億5,675万1,589円、また、歳出総額は56億2,056万6,221円で、差引額は7億6,381万4,632円の赤字となっておりますが、前年度繰上充用金7億7,270万1,039円を除く単年度決算については、888万6,407円の黒字決算となっております。なお、黒字決算の要因は療養費に充当する普通交付金の概算交付額が過大交付であることによるものです。

討論において、「市民生活に関わる物価が高騰する中で、国民健康保険税の値上げがされ、市民税の各税は収納率が上がっている中、国民健康保険税だけが収納率を下回っている。このことに今の市民生活が反映されているのではないか。こうした生活破壊を前提とする国民健康保険税の負担を求めるこの決算案には反対する。」との意見がありました。

次に、認定第3号、令和3年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は、貸付金元利収入等975万7,201円、歳出総額は、繰上充用金等3億3,361万5,755円で、差引額は3億2,385万8,554円の収入不足となっております。

次に、認定第6号、令和3年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保険事業勘定の歳入総額は、53億3,239万7,374円、歳出総額は、51億744万7,670円で、差引額2億2,494万9,704円の黒字となっております。歳入の主なものは、国庫支出金13億793万3,467円、支払基金交付金12億5,400万5,000円、また、介護保険料9億9,002万7,200円で、前年度と比べ、2,762万4,590円の増収となっております。

歳出の主なものは、要介護者に対して行われたサービスに係る保険給付費43億5,332万3,036円で、前年度と比べ、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う介護サービス事業所の休業や利用控えのため、1.2%程度減少しております。

また、介護サービス事業勘定の歳入総額は4,949万3,263円、歳出総額は3,541万4,316円で、差引額は1,407万8,947円の黒字となっております。

討論において、「介護保険開始当初の3,050円の標準保険料は、現在6,160円と2倍以上になっている。中間市においては、介護保険料の減免制度があるが、介護保険の給付に関する減免制度はないので、市民救済の立場でのしっかりとした措置と今後の保険料の見直しを求めて、この決算について反対する。」との意見がありました。

次に、認定第7号、令和3年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は、8億3,552万671円、歳出総額は、8億1,808万1,247円

で、差引額は1, 743万9, 424円の黒字となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料6億152万2, 956円で、前年度と比べ、132万2, 837円の増収となっております。

歳出の主なものは、事務費及び徴収した保険料として、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金8億240万2, 379円となっております。

討論において、「今年の10月から一定の収入のある方については、医療費が1割から2割へ負担が増える。医療の自己負担を求めるやり方は長期的に見ればマイナス要因であり、医療費の高騰を生む。こうした後期高齢者の医療制度にも反対の立場であることから、この決算についても反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第6号及び認定第7号についてはいずれも賛成多数で原案どおり認定すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分並びに認定第4号、認定第8号及び認定第9号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、認定第1号、令和3年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入の主なものは、土木使用料として、市営住宅502戸分の住宅使用料等が9, 140万2, 550円、土木費国庫補助金として、中鶴地区建替事業に伴う補助金等が2億5, 396万5, 000円、道路・橋梁・住宅等の社会資本整備交付金が8, 082万8, 000円、消防費石油交付金積立金が378万5, 000円となっております。

次に、歳出の主なものは、労働費では、雇用創出事業費において、緊急短期雇用創出事業における事務員及び作業員等の業務委託料に2, 920万7, 300円が支出されております。

農林水産業費では、農地費において、中底井野地区の農業用水路改良工事の工事請負費に1, 925万4, 400円が支出されております。

商工費では、商工業振興費において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業者支援の休業等支援協力金ほか6件の補助金等に9, 720万円が支出されております。

土木費では、道路新設改良費において、通学路整備工事や舗装補修工事など合計8件の工事請負費に1億193万6, 100円、住宅建設改良費において、中鶴地区建替事業と

して4億3,238万2,900円の工事請負費が支出されております。

消防費では、消防施設費において、通信指令設備の機能維持のため高機能消防指令センター設備の部分更新を実施し、9,042万円が支出されております。また、新型コロナウイルス感染症対策のための設備や資機材等の購入費として1,109万2,604円が支出されております。

討論において、「消防本部所管の石油貯蔵施設立地対策等交付金及び基金繰入金について、白島備蓄基地が福智山断層の延長線上にあることや気候温暖化、地球環境を考える上で撤去すべき設備であると思うため、消防本部所管については反対する。」との意見がありました。

次に、認定第4号、令和3年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和3年度決算においては、98万9,725円の黒字となっております。

歳入の主なものは、下水道使用料が2,857万7,251円で、現年度分の徴収率は98.5%となっております。

歳出の主なものは、中鶴・曙下水処理場等の光熱水費・修繕料等に964万7,739円、同下水処理場の維持管理委託料に7,333万6,010円が支出されております。

次に、認定第8号、令和3年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について申し上げます。

まず、利益の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金641万5,198円を全額繰り越すものとなっております。

次に、決算におきまして、収益的収支では、298万9,453円の純利益となっております。また、資本的収支では3億6,467万8,218円の不足が生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填されております。

令和3年度の排水処理状況及び水洗化状況については、処理区域内戸数は1万7,912戸となり、前年度より2,181戸増加し、下水道普及率は87.7%となっております。水洗化状況につきましては、令和3年度の水洗化戸数が1万6,197戸となり、前年度より2,451戸増加し、水洗化率は90.4%となっております。令和3年度は、令和3年10月に地域下水道を廃止し、公共下水道に接続したことにより水洗化戸数及び有収水量が大幅に増加しております。

次に、認定第9号、令和3年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について申し上げます。

まず、利益の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金5億8,836万4,291円のうち、建設改良積立金へ5,000万円を積み立て、残余5億3,836万4,291円を繰り越すものであります。

次に、決算におきまして、収益的収支では、8,955万3,055円の純利益となっております。また、資本的収支では5億1,043万5,277円の不足が生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填されております。

給水状況につきましては、給水戸数は2万8,989戸で、前年度より19戸の減少となっております。

討論において、「浄水場運転監視業務委託が続いているが、水道事業については市民の命に関わる公共性の高い業務であるため、設備改修・更新や職員の技術力の継承も含めて重要な時期に来ており、直轄に戻すべきと考えるため、反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました認定4件の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号及び認定第9号については賛成多数、認定第4号及び認定第8号については全員賛成であり、認定第1号及び認定第4号については原案どおり認定すべき、認定第8号及び認定第9号については原案どおり可決及び認定すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。認定第1号、令和3年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について反対意見を申し述べます。令和2年度から各種補助金が大幅にカットされています。社会福祉協議会、保護司会、シルバー人材センター、老人会等への補助金です。円滑な市民生活への支援策に対して、これらの補助金カットはマイナスの結果をつくり出します。せめて令和元年度に実施していた額まで戻すべきだと思います。また、市民生活の必要な予算を削っての基金のため込みには反対といたします。

次に、生活保護の扶養調査です。厚生労働省の2017年度の調査でも46万件の調査に対して援助につながったのは1.45%にすぎません。福祉事務所の職員からも業務負担の問題や税金の無駄遣いという意見も出されています。諸外国では権利として位置づけられ、生活保護を受けられる人の捕捉率が8割9割となっている中で、我が国では、捕捉率が2割程度しかありません。法律上の義務ではありませんので、中間市としては、このような無駄な調査はやめるべきです。

次に、中間市と同様の園児のバス事故が静岡県でも起こりました。保育の質の問題が今問われています。中間市としては、このような事態を受けて、単に文書による指導ではなく、再発を起こさない具体的な対策を講じるべきです。事故を起こしてしまった市として、他市町村に先駆け、具体的な手を打つべきです。

次に、個人の権利侵害につながる個人番号制度の推進のための予算には反対いたします。さらに、人事評価制度の廃止を求めてまいります。学校給食の直営への復帰を求めます。

消防本部所管について、石油貯蔵施設立地対策等交付金378万5,000円に14円の利子をつけて基金積み立てとなっていますが、白島石油備蓄基地から福智山断層の延長線上にあり、気候温暖化や地球環境を考える上からも撤去すべき施設だと思っています。よって、交付金基金積み立てについては反対といたします。

これらの理由から、認定第1号、令和3年度中間市一般会計歳入歳出決算認定については反対といたします。

次に、認定第9号、令和3年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について反対意見を申し述べます。水道事業は、市民の命に関わる大変公共性の高い業務です。浄水場運転監視業務委託が続いております。設備改修・更新も含めて、職員の技術力の継承も含め、重要な時期に来ていると思います。直轄に戻すべきだと考えます。

よって、認定第9号、令和3年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について反対といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

認定第2号、令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について反対意見を申し述べます。中間市の国保は累積赤字が7億6,380万円ありますが、これは近隣の市町では当然のようにやられていた一般会計からの法定外繰入れが、中間市の場合には長年にわたって不実施だったことによるものです。しかしこの間、賃金・年金は減り、物価が上がる中で国民健康保険税の負担は確実に引き上げられてきました。これは何も中間市に限ったことではありませんが、負担の限度は、既に超えていると思います。市民税の各税が収納率を上げている中で、国民健康保険税だけが前年度の収納率を下回っています。このことにも、国民健康保険税の負担の厳しさが見て取れます。このような生活破壊の保険税納入を前提とした決算には反対をいたします。また、今後の一般会計からの法定外繰り入れの実施を求めるものです。

認定第6号、令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について反対意見を申し述べます。開始当初、3,050円の標準保険料、それが今、令和3年度からの3年間では6,160円、実に2倍以上になっています。そして、令和3年度の決算では、2億円の基金積み増しです。結果として介護給付費準備基金積立金は4億4,000万円の積

み立てになります。また、歳入と歳出の差である黒字額は、これとは別に2億2,500万円もあります。年間の介護保険料が9億9,000万円の中で基金の積み立てだけで、その半分に至ります。ため込み過ぎではないでしょうか。中間市では介護保険料の減免制度はありますが、給付費の減免制度はありません。こうした余力財源をもっと今生きて生活している人への支援策として使うべきではないでしょうか。

以上によりこの認定第6号については反対をいたします。

次に、認定第7号、令和3年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対をいたします。年齢で差別化を図るこのような医療制度には反対です。しかも今年10月からは、一定の収入のある個人と世帯には、医療費の1割から2割への負担増がなされます。高齢化の中で医療にかかるのは当たり前の話です。公的負担による対応を求め、この決算については反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、認定第1号から認定第9号までの令和3年度各会計決算認定9件を順次採決いたします。

議題のうち、まず認定第1号、令和3年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号、令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号、令和3年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであり

ます。本決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号、令和3年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号、令和3年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号、令和3年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(中野 勝寛君)

起立多数であります。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号、令和3年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(中野 勝寛君)

起立多数であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号、令和3年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は原案可決及び認定すべきであるとす

るものであります。本決算は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定されました。

次に、認定第9号、令和3年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決及び認定すべきであるとするものであります。本案は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(中野 勝寛君)

起立多数であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定されました。

日程第10. 第37号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第10、第37号議案、中間市企業版ふるさと納税地方創生基金条例を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長(堀田 克也君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第37号議案、中間市企業版ふるさと納税地方創生基金条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

企業版ふるさと納税は、本市の地方創生に向けたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する民間の活用を図るため、本年3月に導入されました。

今回の条例制定は、企業版ふるさと納税の寄附金の制度が基金を設置して積み立てる場合を除き、寄附があった当該年度内に寄附金全額を事業費に充てることとされていることから、この企業版ふるさと納税の受け皿として新たに基金を創設し、企業版ふるさと納税の複数年での有効活用と円滑な制度運営を図ることを目的とされております。

討論において、「企業版ふるさと納税は、少子高齢化で自治体が縮小していく中で、ひとつの対策として、官民連携で民間の力を借りて財政運営をしていく部分で、大変画期的な一つの手法であり、これを中間市が取り入れようという姿勢に対して評価したいと思い、賛成する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第37号議案は賛成多数で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

第37号議案、中間市企業版ふるさと納税地方創生基金条例について反対意見を申し述べます。この企業版ふるさと納税制度は、2016年度の税制改正で創設されたものでしたが、寄附による企業への税額控除割合を2020年の4月からは6割引き上げた上、損金算入と合わせると9割の負担軽減とするものです。創設時の国会審議では、寄附企業と自治体との癒着の懸念が指摘されたために、内閣府は寄附の見返りとして、経済的利益供与等を政令で禁止しました。もともと我が党はこの根拠法である地域再生法の改正に当たっても、一つ、内閣府の認定した事業を対象とした仕組みで、自治体の事業が国の政策に誘導される恐れがあること。二つ、本来営利目的の企業の地方公共団体への寄附は、従前から3割の損金算入が認められているが、それを超える税額控除を設けて寄附を促すことは、企業と自治体の癒着構造を生む恐れがあること、以上のことを述べました。とりわけ、禁止対象となる直接的な利益供与以外の形で、企業と自治体の関係に影響が生じることから強く反対をしたものです。2020年度の法改正は、活用の進まない制度を何とかしたい内閣府が企業や自治体の要望にこたえて、所管する制度運営の緩和と簡素化を図り、負担軽減の割合を一気に9割に引き上げたものです。もともとの禁止に対する違反行為のペナルティもここでは緩和をされています。こうしたことの結果として、被害者への賠償もままならない原発の立地自治体への電力会社からの寄附等が問題となっています。また、企業側が日頃から仕事を受注している自治体からの寄附の要請を断りにくいという側面もあります。企業側は寄附を非公表とすることもできますが、そうすると第三者による寄附の実態把握が難しくなります。また、非公表にしてもその実態が分かると他の自治体から寄附の申し出が殺到し、それを断りにくいという、そうした側面もあります。いずれにしてもこうしたふるさと納税制度自体が、国内での税の奪い合いであり、地方税の税としての原則を大きく歪めるものです。

以上のことから本制度の実施を前提とする本条例案については反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

第37号議案、中間市企業版ふるさと納税地方創生基金条例について、公明党会派を代表し、賛成討論を行います。この議案は、企業が自治体への寄附を通じ、地域活性化を後押しする企業版ふるさと納税の寄附金を単年度だけでなく、複数年に繰越し活用ができるようにするための基金条例です。企業側は、法人税から寄附額の最大9割が税額控除されますが、基金にすることで、寄附した年に速やかに控除を受けられるというメリットがあるそうです。内閣府によれば、今年の企業版ふるさと納税の寄附額は225億円で、寄附を受けた自治体は、前年比1.8倍の956団体になります。受入額が17億円と最多だった静岡県裾野市では、駅周辺のインフラ改良事業に寄附金を充てるため、市長が地元有缘のある企業を訪れ、トップセールスを展開しているそうです。このように、企業版ふるさと納税は、自治体の財源に限られる中、官民が連携し、まちおこしができるという有効な地域再生の制度であります。

質疑の中で、蛙田議員から、個人版のふるさと納税を基金にするための条例を12月議会で上程する旨のお話がありました。そして、その基金に企業版も組み込むとの説明でした。職員からは、ふるさと納税と名称は同じでも、個人版と企業版は別なものである旨の説明がありました。国の所管が、個人版は総務省で、企業版は内閣府であることから、運用の違いを理解できるのではないかと思います。確かに議員が議案を提出することは地方自治法で認められた権利であります。ですから、執行部が上程した条例を形を変えて提案することは、法的には可能な政治手法なのかもしれません。

しかしながら、一定の合意形成もなされないまま、数の力で条例を制定し、従わせようとする行為は、道義的に見れば、中間市議会ハラスメント根絶条例に抵触するのではないかと危惧いたします。条例に沿って業務を行うのは職員であります。もっと尊重してもいいのではないのでしょうか。条例の制定を遅らすことは、職員のやる気を削ぐ行為であり、行政実務の遅れを招くことにもつながります。多くの自治体が有効活用している制度を中間市も速やかに取り組めるよう、公明党は本条例案に賛成いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論ありませんか。蛙田忠行君。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

ただ今の討論の中で、掛田議員から私の名前が出ましたので、あえて討論させていただきます。基本的に、今回の企業版ふるさと納税については、私は所管が内閣府であろうと、ふるさと納税が総務省であろうと、地方自治体においては、その基金、いわゆる寄附を受け入れて、その受け入れた寄附をどう活用していくかという制度であります。これは国の省庁、少なくとも今の法令も含めた省庁の縦割り行政を追従するような、極めて私から言わせれば、これ正直申し上げて、どこまでそういう国の政策の中身をご理解願って、今の

発言があるのか。よくわかりません。理解できません。

私は、こういうふるさと納税自体のあり方についても、若干の疑問はあります。あるけれども、全国1700有余の自治体が、少なくともふるさと納税を活用した、いわゆる財政の運営をやらせております。なおかつ、その財政運営の中で、それを住民サービスの貴重な原資として運用されてるのはこれは事実でありますから、あえて基本的な理念として、この法令の運用について私は若干の疑問はありますけれども、現実問題としてこれは、今もう既に地方自治体における歳入における相当程度の部分というのが占めておりますし、住民サービスをするための一つの方向として、その歳入を活用するという形は、これも事実として我々は活用していかなきゃならんだろうという基本的な認識とたてつけを踏まえた上で、踏まえた上です。この基金、先ほど私が今回の財政運営基本条例の提案に当たって、あえてふるさと納税基金という形で集約をしてやらせていただくと申し上げたのは、要は寄附金をどういった形で活用するのか。そのためには、今、一般会計に全額繰り入れをしてやらせてます。本来ならばふるさと納税、特に企業版においては、いわゆる使途の目的性というのは定められてるわけですね。もともとふるさと納税の活用というのは、先ほど申し上げましたように、住民サービスと同時に、いろいろな使途、目的が定められて運用されてるのは事実なんです。そういったものをしっかり活用していくために何をすればいいのか。これは、いわゆる地方自治体における法令であります条例の中で、その基金の運用をしっかりと定めていこうと。定めることで、少なくとも財政的な活用の部分も含めた方向性を明示していこうということ、前回の本会議においての財政運営基本条例の提案理由の中でもそのことは説明をいたしました。

よって、12月議会においてふるさと納税基金という条例を提案をいたします。提案をいたしますし、これは決して何か執行部との対案という形で出すわけではありません。財政運営基本条例、今回議案として上がっておりますから、これ制定されるかどうか皆さんのご判断なんでしょうけれども、これが制定をもしいただけるとするならば、その中で、各条文の中に基金の扱いについてもしっかりと明記をしております。

何でこれ、私が提案理由の際申し上げたことかと言いますと、まず財政運営のあり方をしっかりと条例で定めましょと、そしてなおかつ定めたその条例に従って、基金の運用をやりましょ。その基金の運用のうち、大きなこのふるさと納税の基金というのを、しっかりと中身を含めて、たてつけをしっかりとやって、その中で、皆さんからいただいた貴重な税を、その中で使っていましょ。使うための手段として、いただくための手段として、それを活用する一つの方向性を基金という形で定めましょと。その中に、これ企業版に関してはどういった形で織り込むのか、今からの検討課題でありますけれども、少なくとも、企業から受ける寄附もあるでしょう。内閣府が示した、今、先ほど田口議員から30%、90%の控除率の問題が出てきましたけれども、その他もろもろの諸問題も含めて、このふるさと納税基金の中で、個人版であろうと企業版であろうと、企業版という言

葉自体が私は決してどうもね、これ、制度としてはなじまないという気がしてなりません。だからいわゆる個人、企業、団体、その他を含めて、そういう寄附をいただいたものをしっかり運用して、活用していくというやり方を、もう本市においても定めなきゃならんということで、財政運営基本条例の中にも条文を入れましたし、その条文に従って、今回それを出そうということでもあります。

その点、若干の誤解をもしあるとすれば、今申し上げたような形で、しっかり形で進めていきますので、ぜひ皆さん方のご理解を賜るようによろしく願いをしておきます。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第37号議案、中間市企業版ふるさと納税地方創生基金条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立少数であります。よって、第37号議案は否決されました。

日程第11. 第30号議案

日程第12. 第31号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第11、第30号議案及び日程第12、第31号議案の補正予算2件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第30号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第5号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6,681万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ195億892万4,000円とするものです。

まず、歳入の主なものとして、地方交付税におきまして、普通交付税が決定したことから735万9,000円の増額、国庫支出金におきまして、公立学校情報機器整備費補助金に171万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に8,593万6,

000円が追加計上されております。市債におきましては、発行可能額の決定に伴い、臨時財政対策債が4,392万1,000円減額し、総合会館複合化事業に320万円が計上されております。

次に、歳出の主なものとして、総務費におきましては、第37号議案で上程されております、中間市企業版ふるさと納税地方創生基金の新設に伴う積立金に100万円の計上、また、財源調整として財政調整基金積立金8,941万3,000円が減額されております。また、職員が使用する情報系ネットワーク端末機140台を更新するための情報系ネットワーク端末機賃借料につきましては、昨今の半導体不足等の影響により、物品調達に時間を要する恐れがあることから、時期を前倒しして契約する必要が生じたため、限度額を4,921万円とする債務負担行為が設定されております。

教育費におきましては、国庫補助金の交付決定に伴い、授業で使用する大型モニターの追加購入経費に342万1,000円、プログラミング教育の推進など寄附を活用した事業に134万2,000円がそれぞれ計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第30号議案は全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第30号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分及び第31号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに第30号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

歳入については県支出金におきまして、保育所等給食支援事業費補助金324万円が計上されております。

次に、歳出については、総務費におきまして、前年度の国庫支出金の額の確定に伴う子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還金668万8,000円が計上されております。

民生費におきまして、中間市総合会館について、生涯学習センターを含む複合施設となったことを踏まえ、令和2年度に行われた実施設計の内容を見直す必要が生じたことから、改修工事の実設計業務委託料に350万9,000円が、また、県補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担の軽減を図るため保育所等における給食費の材料費高騰分を補助する経費に648万円がそれぞれ計上されております。また、コロナ禍の影響が長期化する中、感染拡大や物価高騰といった様々な困難の状

況にあっても、社会生活の維持のため、医療や介護、障がい者福祉の分野で事業を継続している事業者に対する事業継続支援緊急交付金として、民生費において、中間市障がい福祉施設等に540万円、中間市介護施設等に1,500万円が、衛生費において、中間市医療機関に1,560万円の合計3,600万円が計上されています。なお、この事業につきましては、一般財源により実施することとされていますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となっており、今後、交付限度額の増額がされたのち、それ以降の補正予算において、この交付金を財源充当する予定とされています。

討論において、「議会に対する本議案の審査の中で、例えば交付金など先の見通しが100%ではないものを付け加えて委員会の審査に諮るというのは、議会を軽視したやり方だと考える。議会に対して提案をされる際は議会と執行側との関係を踏まえた上で提案をされることを要望する。」との意見がありました。

次に、第31号議案、令和4年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

保険事業勘定の歳入については、歳出補正に伴う財源調整として、前年度繰越金6,177万8,000円が計上されています。

次に、歳出については、令和3年度事業における介護給付費の確定に伴う国及び県の返還金が5,878万9,000円、支払基金負担金返還金が73万1,000円、地域支援事業費の確定に伴う国及び県の返還金が369万8,000円、支払基金返還金が21万7,000円それぞれ計上されています。

以上により、歳入歳出それぞれ6,343万5,000円が追加され、介護保険サービス事業勘定を加えた予算総額は、歳入歳出それぞれ53億4,173万5,000円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第30号議案及び第31号議案はいずれも全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第30号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第5号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳入につきましては、県補助金において、農業委員会費交付金として12万8,000円、財産収入において、道路施設命名権収入として33万円が計上されております。

次に、歳出の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交

付金を活用し、コロナ禍で原油や原材料価格の高騰、物価高騰の影響を特に大きく受けている業種の事業者に対して一律15万円を交付する、中間市原油価格・物価高騰緊急対策支援金として、農林水産業費に450万円、商工費に7,800万円、合計8,250万円が計上されております。

討論において、「中間市原油価格・物価高騰緊急対策支援金について、農業従事者や中小企業だけでなく、市民全体が助かる対策を検討してほしいため、意見を付して賛成する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第30号議案は全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

公明党の阿部伊知雄です。第30号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第5号）について、反対意見を申し述べます。この予算案では、企業版ふるさと納税地方創生基金積立金に100万円が計上がなされていますけれども、これは先ほど基金条例が否決されましたので、実施できないと思いますけれども、ちょっとその辺がよく私もわかりません。ただし、この中身については、先ほど37号議案で述べました内容と一緒にですので、同じこと述べませんが、内容に問題がありますので、反対いたします。また、住基ネットCS機能強化業務委託料に57万5,000円の予算が計上されていますが、こうしたデジタル化の安易な推進は個人情報漏えいや個人の権利を侵す危険性がありますので、このことから反対いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論ありませんか。阿部伊知雄君。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

第30号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第5号）において、今回、産業振興課より中間市原油価格・物価高騰緊急対策支援金事業案が提出されました。これを早急に実施していただきたいという立場、原案に賛成の立場で発言させていただきます。

産業振興課では、昨年9月の補正予算で、中間市感染防止対策協力一時金という名目で、地方創生臨時交付金3,691万7,000円を使って、条件を満たしている事業者に一

律15万円の給付を行いました。238の事業所に給付金を出しています。昨年の事業者を取り巻く状況と、今年状況を比べてみると、次のとおりです。すなわち、中間市におけるコロナ感染者数は、昨年の6月、7月、8月の感染者数の合計は146人です。今年の6月、7月、8月の感染者数の合計は3,481人で、1年前に比べて約24倍です。市民にとっては、飲食店やお店に行きたくても行かれない状況が生じています。福岡県のレギュラーガソリン1リットルの小売価格は、昨年と比べ、現在30円ほど上昇しています。ガソリン価格の上昇は、事業経営を圧迫する原因となっています。今年4月からの物価高騰は、事業者においては、原材料費の値上がり、仕入れ経費の上昇につながっています。今年の6月には、商工会議所より、中間市独自の消費喚起事業を早急に求める要望書が中間市議会議長あてに提出されています。それほど市内の事業者は苦しみ、6月に既にSOSを出しています。7月末にプレミアム付き商品券が販売されましたが、その直後、コロナ感染第7波で事業者は大きな打撃を受けています。

以上のように、今年市内事業者を取り巻く状況は、昨年の状況よりもさらに厳しいものになっています。ゆえに、まずは、今回執行部提案の中間市原油価格・物価高騰緊急対策支援金事業を速やかに実行していただきたいと思います。また、市内事業者を取り巻く状況は日々変化しています。

そこで、今回、産業振興課が、中間市原油価格・物価高騰緊急対策支援金事業を立案する際に、市内事業者アンケート調査を行ったように、今回この支援金事業を実施した後、その効果、事業者の経営状況など、市内事業者に対するアンケート調査などを通して、実態を詳細に把握し、次期の地方創生臨時交付金を使って、さらにきめ細やかな事業者に寄り添った支援対策を講じていただきたいと思います。周辺市町村は、今年に入り、早々と事業者支援対策を行っています。中間市も、まずは中間市原油価格・物価高騰緊急対策支援金事業を早急に実施し、中間市の行政執行部や市議会が市内の事業者を心から応援しているという気持ちを伝えることが大切だと思います。中間市の今回の支援対策とともに、市が事業者を応援しているというその心こそが、事業者にとって、何よりも、事業継続の力、エネルギーになるのではないかと思います。

以上のことから、私は、中間市原油価格・物価高騰緊急対策支援金事業を早急に実施することを求め、原案に賛成いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論ありませんか。小林信一君。

○議員（1番 小林 信一君）

中間クラブの小林信一です。私ども6人の協力会派を代表しまして、令和4年度中間市一般会計補正予算（第5号）についての討論をさせていただきます。

本補正予算には、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分、これを活用した事業予算が計上されております。コロナ禍

が長引く中、本市においても、生活に困窮する方々の生活支援、子育て世代への支援、農業者や各中小企業者等への支援が強く求められるところであり、本年度のコロナ対策支援事業の中で全世帯の水道料金、これは基本料金になりますが、これの補助、あるいは、学校給食の本年度給食費値上げ分の補助など保護者の負担軽減対策もとられ、一定の評価をするものであります。しかしながら、今、市民の方々から余りにも急騰する物価高、これに悲鳴を上げ、何とか行政の救済策、これはないものか、こういう声を多数耳にしております。皆さんご存じのように10月に入りますと、諸物価の値上げが目白押しです。これは、今後もさらに物価高という形で、市民の生活を圧迫してまいります。市民生活はますます困窮の度合いを増していくものと思われまます。

そうした状況下にあつて、今回の一般会計補正予算（第5号）には、中小企業者等への支援対策とし、農業振興費と商工業振興費、合わせまして8,250万円の緊急対策支援金が計上されています。この緊急対策支援金は、令和3年度の月ごとの売り上げに比べまして、本年度の売り上げがひと月でも15%以上下回れば、15万円を支給すると、そういうふうに解釈をしております。これを、過去の支給実績をベースに550件予定された金額だと、こういうふうに捉えております。しかしながら、この売り上げ15%以上ダウンと15万円支給の根拠、これが今回はっきりと理解ができません。そういった部分がございます。コロナ禍で苦慮する各中小企業者等の救済、これを第1に、あるいはこれを目的とするならば、15%売り上げダウンの15万円支給、この対象を10%売り上げダウンの10万円支給にするなど、もう少し企業者の支援の枠を拡大する、そういう方向が考えられなかったものか、そういう思いがあります。また、市民生活への支援対策と各中小企業者等の支援対策、この両立を目指した支援対策事業を仕組み、疲弊し、低迷する本市の経済活動を活性化させる支援対策事業を実施すべきであったと思います。

近隣の自治体では、住民一人一人に商品券を配布し、その町で使用をしてもらう。市民の生活も下支えがあり、必ずその町で商品券が消費されますので、企業者の収益、これが図られる、そういう狙いで実施されておる事業等もございます。

本市におきましても、地域経済を活性化させる支援対策、これをもう少し考える必要があったのではないかと、こういうふうに思われてなりません。今後、本年度中に新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、これのさらなる交付予定があるようです。その際、各自治体で独自に事業が組める枠、そういったものがあるとしたら、住民の生活支援、これをもっと基本に据えていただいて、その上に各事業者の支援の均衡を図りながら、本市の経済活動を活性化させる、そうしたコロナ対策事業を計画していただくよう意見を付しての賛成討論とさせていただきます。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第30号議案及び第31号議案の補正予算2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第30号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第5号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、第30号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第31号議案、令和4年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第31号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13. 第32号議案

日程第14. 第33号議案

日程第15. 第34号議案

日程第16. 第35号議案

日程第17. 第36号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第13、第32号議案から日程第17、第36号議案までの条例改正5件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第33号議案、中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、国家公務員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る育児休業等に関する法律の改正が本年10月1日に施行されることに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことから、本市の条例においても同様の改正を行い、同法の施行に必要な規定を整備するものです。

条例の主な改正内容は、子の出生後8週間以内に取得することができる出生時育児休業について、取得回数の制限が1回から2回までに緩和されるとともに、出生後8週以降からの育児休業の取得回数の制限も緩和され、現行の1回から2回に分割して取得することを可能とするものです。また、会計年度任用職員の育児休業につきましては、子が1歳以降となった場合の同休業に対し、期間途中での取得が可能となるよう改正されています。

なお、条例の施行日については、法律等の施行日に合わせ、令和4年10月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案、中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、マイナンバーカードを利用し、日本全国のコンビニエンスストアなどで印鑑登録証明書の交付を受けることができる、いわゆるコンビニ交付を可能にするもので、市民の利便性向上を図るものです。

条例改正の内容といたしましては、印鑑登録証明書について、現在、登録者本人または代理人が交付申請書に印鑑登録証を添えて、市の窓口で申請し、市において適正と認められた場合に交付されておりますところ、これに加え、登録者がマイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機で申請することにより、交付を受けることができるよう改正するものです。なお、本人確認につきましては、窓口での申請において印鑑登録証またはその他の方法により行われておりますが、コンビニ交付においてはマイナンバーカードに記録された電子証明書により行うこととなっております。

また、条例の施行日は令和4年11月14日となっております。

討論において、「コンビニ交付は便利さを伴うが、なりすましや情報漏れなどの危険性があるので、ただ推し進めるといふのは考え直すべきである。この条例案には反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第34号議案、第35号議案及び第36号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、第34号議案、中間市地域下水道施設改良基金条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、令和5年度以降に中鶴・曙両下水処理場の解体を予定していることから、施設の改良事業の財源に充当することとされております。中間市地域下水道施設改良基金につきまして、解体工事等の財源に充当できるよう、基金の用途を拡大するものであります。

条例改正の主な内容といたしましては、基金の設置目的を変更し、基金をその財源に充当することができる経費として、施設の除却及び災害復旧が追加されております。また、これに合わせて条例の題名についても改めるものとなっております。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日となっております。

次に、第35号議案、中間市下水道条例の一部を改正する条例について申し上げます。

条例改正が必要な理由といたしましては、本市が行っております、直接投入型ディスポーザの社会実験が本年9月30日で期間満了となりますことから、今後は、同機器の設置使用者に対し、管渠施設等の維持管理費を請求できるようにするものでございます。

条例改正の内容といたしましては、直接投入型ディスポーザの下水道基本使用料に月額200円を加算し、徴収することを定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、社会実験終了の翌月の令和4年10月1日となっております。

討論において、「直接投入型ディスポーザの設置、使用について、今後普及していく中で、市民が納得できる金額になるように補助金等を検討していただけるようお願いをして意見を付して賛成する。」との意見がありました。

次に、第36号議案、中間市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを申し上げます。

今回の条例改正は、中間市公共下水道事業受益者負担金における延滞金の額の割合について、銀行貸付けの平均利率に基づき国が定める平均貸付割合に応じて決定することとする軽減措置を設けるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、延滞金の額の割合については、現在、納付期日後1カ月間は、年7.25%の割合、その後は、年14.5%の割合となっておりますが、当分の間、この割合を納付期日後1カ月間は、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合、その後は延滞金特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合とするものとなっております。

また、条例の施行日につきましては、令和4年10月1日とし、施行日以後に生じる延

滞金に適用することとなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第34号議案、第35号議案及び第36号議案のいずれも全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

第32号議案、中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。今回のこの条例案は、コンビニ等での印鑑証明の発行を開始するためのものです。コンビニでの印鑑証明の発行は確かに便利さという点では前進的ですが、一方の危険性という点では、便利さとは比較にならない大きな問題を抱えています。もともとマイナンバーカードの推進を前提としていますが、こうしたことに疎い方やその危険性から利用を躊躇されている方にとっては、さらなる不便を強制される可能性があります。こうしたことを進めるための財政的効果を得るためには、将来的には、職員の削減や公的窓口の縮小が図られると思いますので、マイナンバーカードの取得が半強制となる可能性があります。実際にこうした個人番号制度は、これを推進した諸外国ではなりすまし等による被害が続出し、アメリカではこうした被害を補填するための保険までできています。デジタル化の急激な推進が図られていますが、背景には民間企業の利潤追求と社会保障費等の削減と、さらなる増税強化を図ろうとする国の思惑とが背景にあります。この制度については、国民個人を守る制度設計のもとに実施が図られるべきだと思います。

以上のことから、本条例案については反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終了いたします。

これより、第32号議案から第36号議案までの条例改正5件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第32号議案、中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例を起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(中野 勝寛君)

起立多数であります。よって、第32号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第33号議案、中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第33号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第34号議案、中間市地域下水道施設改良基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第34号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第35号議案、中間市下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第35号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第36号議案、中間市公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第36号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18. 議員提出議案第2号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第18、議員提出議案第2号、中間市財政運営基本条例を議題とし、総合政

策委員長の報告を求めます。

堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております議員提出議案第2号、中間市財政運営基本条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例制定は、将来の世代に負担を先送りしない財政の規律を明確に定め、世代間の公平な負担を基本とし、市民の受益と負担の均衡を図ることで、規律ある財政の運営を図る規律の確保、財政の中長期的な見通しを持ち、予測しがたい情勢の変化に対応、即応できる計画性のある財政運営を図る計画性の確保、財務諸表などの財政状況の積極的な公表を行い、市民の市政への関心・理解を深め、信頼を向上させる財政運営を図る透明性の確保を基本理念とし、本市の財政運営に当たり、社会経済情勢の変化や市の実情に対応した施策を自主的かつ総合的に実施することで、将来にわたって健全で規律のある財政運営の確保を図り、市民の福祉を維持向上することを目的とされております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、議員提出議案第2号は全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号、中間市財政運営基本条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

全員起立であります。よって、議員提出議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第19、意見書案第9号、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政界との関係断ち切りを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

意見書案第9号、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政界との関係断ち切りを求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

先の参議院選挙の最中に起こった安倍晋三元総理への銃撃事件は、当初銃撃の動機とされた関連宗教団体については、マスコミでも伏せられていましたが、その後この団体名が明らかとなるや、保守自民党はもとより野党の一部にまで、その関係性が明らかとなり、目下マスコミを挙げてのもう追及の中にあります。さすがに政権党である自民党は、その関係性の根深さから当初は政党としての関係について否定をしていましたが、次々と明らかとなる個々の議員の関係性の事実の前に渋々ではありますが、対応を迫られることとなりました。

また、このことを回避するためになされた内閣改造でしたが、改造前よりかえって関係する大臣が多いこととなると、もはや党としても動かざるを得ない事態となりました。本来ならば党をあげて、外部の有識者も含めての全面的な調査、何より関係の中心にいたとされる安倍元総理についての、徹底的に調査をすべきでしたが、残念ながら自民党はこれを避け、またその他の議員についてもあくまでも議員個人に対する点検という形をとり、結果的にはその後も次々と新たな関係者があらわれるという無様な結果を残すことになりました。統一教会と自民党の関係を宗教問題一般に置き換えようとする向きもありますが、これは反社会的組織に対する公党としての付き合い方の問題です。これがもし暴力団としたならこうした言い訳は通用しないでしょう。

即その対応が迫られるところです。この統一教会が靈感商法や闇献金といった反社会的行為と同時に、日本は韓国の属国であるという、日本の国としての主権に関する問題がその教義には内在しています。旧統一教会は日本に関係した属国扱いの部分等については、隠して近づいてきたとの報道もなされていますが、そういうことについては、私でも知っていました。知らなかったとの言い訳は通用しません。

これ以上の被害者を生み出さないためにも、また、国としての尊厳を守るうえからも、徹底的な調査と関係の断ち切りを求めます。また、地方自治体での関係性も指摘をされていますし、中間市も決して無関係ではありませんので、議員諸氏のご賛同をよろしく願います。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第9号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

公明党の中尾です。世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政界との関係断ち切りを求める意見書案について、反対討論を行います。

本来、意見書とは、地方自治法にのっとり、地方議会の議決によって、政府に提出される文書であり、その内容は、具体的な事実や証拠等に基づくべきものであります。世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政界との関係断ち切りを求める意見書案は、事実や証拠等が不明確であり、この意見書からは、具体的な事実や証拠を読み取ることができません。7月に起きました安倍元首相の銃撃事件を機に、マスコミは、政治と宗教の関係性を大きく報じています。また、昨今のテレビ報道等でも、一部議員と旧統一教会との関わりが明らかになってまいりましたが、今回の問題の本質は、旧統一教会と政界の癒着ではなく、また、政治と宗教の問題でもなく、社会的な問題やトラブルを多く抱え、さらに人々の不安や恐怖心をあおりながら、靈感商法を行うなど、反社会的な活動を長年にわたり行う団体と政治家との問題です。政治家は、そのような団体の広告塔に利用されないようにしなければなりません。また、基本的に関係を持たないことが必要です。

一般論として、特定の民間団体に対する行政による示威的な介入があってはならないと思いますが、意見書に示された団体に対しては、事実を確認した上で、法令上の対応を粛々と行うべきであると考えます。

以上の理由から、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政界との関係断ち切りを求める意見書案には反対いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論ありませんか。柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第9号、世界平和統一家庭連合（旧統一協会）と政界との関係断ち切りを求める意見書案について賛成討論を行います。

靈感商法や霊視商法など、宗教名目による資金集めの活動で被害を被った市民は少なくとも数十万人に上ると言われています。その資金集めの活動に駆り立てられている組織のメンバーもかけがえのない人生を破壊されたと言えるでしょう。

このような人権侵害、消費者被害は現代社会の社会、経済の基盤の病巣から生み出され

たものであって、決して突然生じたものではありません。それだけに、この種の事件は今後も繰り返される恐れが十分にあります。同種の被害相談は現在も続いており、むしろ、多様化、深刻化していると言われていています。元2世の信者の安藤さん、仮名ですが、被害は、外側から見えないクローズな空間で生まれ、現在も続いていると述べられ、真摯な対応を今求められています。

前川喜平元文部科学事務次官は、自身が宗務課長だった1997年頃に、同協会から名称変更の申請があり、教義など団体の実体に変化がないと、名前は変えられないと伝えたと発言。2015年の名称変更について、役所が前例を覆すことは考えづらい。政治の意思決定がなければ起きない。政治的圧力があつた可能性が高いと指摘をされています。反社会的カルト集団に国がお墨つきを与えている事態は、一刻も早く解消すべきではないでしょうか。

よって、この意見書案第9号、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政界との関係断ち切りを求める意見書案について賛成といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第9号、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政界との関係断ち切りを求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 意見書案第10号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第20、意見書案第10号、軍事費のGDP2%への増額に反対する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第10号、軍事費のGDP2%への増額に反対する意見書案について趣旨説明を行います。

ロシアのウクライナ侵攻が始まって半年が過ぎました。多くの命が損なわれる事態に怒りと憤りを募らせています。早くこの侵略戦争を終わらせなければならない、多くの人々が願っています。

バイデン米大統領は、民主主義対専制主義の戦い、岸田首相は価値観を共有するG7主導の秩序の回復という。しかし、今大切なのは、あれこれの価値観で世界を二分することではなく、ロシアは侵略をやめよ、国連憲章を守れとの一点で、全世界が団結することではないでしょうか。

今、国内の一部の勢力は敵基地攻撃能力（反撃能力）、9条改憲と叫び、相手国の指揮統制機能等まで攻撃する能力の保有を言い出しています。これは、相手に脅威を与える攻撃型兵器は持てないという政府のこれまでの憲法解釈を180度覆し、専守防衛を投げ捨てる危険な道に日本を引きずり込むことであります。

また、5年以内に軍事費を2倍の11兆円以上を目指すという動きもあります。この財源は消費税増税か、社会保障大幅削減ということになり、暮らしが押し潰される危機に乗じて、9条改憲、軍事対軍事の悪循環を進めてはなりません。攻撃すれば反撃され、必ず日本が標的にされます。さらに、核には核をとという危険な議論が横行しており、核兵器の共有を提言する政党もあります。これは日本国民を核戦争に導き、命を奪い、国土を廃墟と化す危険な提言です。唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立つべきです。

今一番危険なのは、日本が攻撃されていないのに米国が軍事行動を始めたら安保法制の集団的自衛権を発動して、自衛隊が米軍と一緒に敵基地攻撃で外国に攻め込むことです。その結果、その戦火が日本に及んでいきます。これが今、日本が直面している最大の危険です。憲法9条を生かし、戦争を起こさせないための外交に知恵と力を尽くす。これこそが政治の役割ではないでしょうか。ASEAN（東アジア諸国連合）は、お互いに友好協力条約を結び、徹底した対話によって東南アジアを敵対と分断から平和と協力の地域に作り変えてきました。そのASEANが今、力を注いでいるのが、日米中を含む東アジアサミットであり、日本も一緒に展望すべきではないでしょうか。日本政府は、軍事費2倍化や敵基地攻撃、核兵器共有ではなく、憲法9条を生かして、東アジアを戦争のない平和な地域にすることではないでしょうか。

よって、軍事費のGDP2%の増額について反対といたします。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

軍事費のGDP2%への増額に反対する意見書に、議員の皆さん方のご賛同いただきますよう、お願い申し上げます、趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第10号については委員会

の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案第10号、軍事費のGDP2%への増額に反対する意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(中野 勝寛君)

起立多数であります。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 意見書案第11号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第21、意見書案第11号、地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。阿部伊知雄君。

○議員(11番 阿部伊知雄君)

公明党の阿部伊知雄です。意見書案第11号、地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書の趣旨説明を行います。

1960年には約600万ヘクタールあった日本の農地は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、現在約440万ヘクタールと大幅に減少しました。

農業の現場では、従事者の高齢化や担い手不足などの課題から、農地の減少は止められない状況です。耕作が放棄された農地は数年で荒廃農地となり、やがて復元が困難になります。

近年、世界的な規模での感染症の蔓延、異常気象による作物の凶作、さらに不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食料安全保障を見据えて、荒廃農地の発生防止と解消は重要な課題です。この課題解決に向けて、農村部では、農地中間管理機構による農地の集積集約や、民間企業等の農業参入等を積極的に進めようとしています、その担い手の確保が困難な状況となっています。

一方で、都市部の農地は、2017年に生産緑地法の改正を受けて、民間企業等への農地の貸借による担い手の確保により、生産緑地の約9割が特定生産緑地へ移行される中で、市民農園の整備等による農地の保全が積極的に進められている状況です。

そこで、政府においては、地方自治体と民間企業との連携を強化しながら、農業地域における、半農半X、すなわち農業とそれ以外の別の何かを両立する農業人材の創出や、市民農園の普及拡大等、国民が農地の保全と活用のための活動に参入しやすい環境の整備と予算の拡充を求めます。具体的には、以下の4点について、特段の取り組みを求めるものです。

一つ、農用地区域の農業用施設用地への転用特例に、農家レストランや農業用施設等に加え、地方自治体と民間企業等の連携のもとでの半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等の整備も加えるとともに、地方の農地における日帰り型市民農園や滞在型市民農園の整備促進を図ること。二つ、総務省と厚生労働省において、別個に実施しているテレワークに関する個別相談事業を統合し、ワンストップの支援窓口を設置するとともに、各地域での農地の貸し付けを促す情報を提供するなど、国と地方自治体と民間企業等の連携によるテレワークと農業の融合政策を積極的に推進すること。三つ、荒廃農地にコスモスやヒマワリを植える等により、農地の保全を支援することによる景観形成活動に利用できる多面的機能支払交付金、また、荒廃農地に蓮花を植える等により、農地の保全を支援する多面的機能支払交付金の最適土地利用対策について、民間企業等への適用範囲の拡大とともに、予算の拡充を図ること。四つ、人口急減に直面している地域において、地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業推進交付金の自治体と民間企業等の連携のもとでの活用や荒廃農地を民間企業等が活用し、燃料用植物の栽培等を推進した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、制度の再整備を検討すること。

以上4点の特段の取り組みを求め、地方の農地の保全と活用のための支援拡充を国に要望するものです。議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第11号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

意見書案第11号、地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書について反対をいたします。

この意見書では、民間企業との連携という文言が再三にわたって出てきます。しかし我が国も賛成した国連の家族農業の10年では、これからの食料確保に対する方向性として、小規模な家族農業こそ、持続可能な形態としています。そうした点からしますと我が国の農政は、外国からの輸入は無分別に進めるし、個人の所得補償も農産物の価格保障も飼料や肥料に対する高騰分の差額補償も非常に貧弱か無策です。

農業所得に占める政府の補償の点では、フランス95%、イギリス91%、ドイツ70%、スイス104%に比べて、日本は30%しかありません。

我が国の農業の将来を憂えているのが、この意見書の最初のくだりですが、それに対する対応が農地の転用や民間企業等の活力の利用というのでは、農業は救えません。特に民間企業はもうけがあればやりますが、それが保証されないとすぐに撤退したり、産業廃棄物の不法投棄など、他の方向に転ずることも考えなければなりません。

若者が希望を持って参入し続けられるような基幹産業としての位置づけと、そのための具体的な個別補償が必要です。意見書では書かれていませんが、我が国の食料需給率は37%、38%を行き来する壊滅的な状態です。世界史的にも、全地球的にも非常に異常な事態です。食料安全保障という点からするならいつ何があってもおかしくない事態が、現在であります。

意見書にあるような小手先の対応ではなく、将来にわたっての安全な食料確保のための抜本的な対応を求め、以上のことからこの意見書案については反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第11号、地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立少数であります。よって、意見書案第11号は否決されました。

日程第22．意見書案第12号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第22、意見書案第12号、女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

公明党の中尾です。女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から重要です。政府は、本年4月26日、女性デジタル人材育成プランを取りまとめ、就労のためのデジタルスキルの習得や柔軟な働き方のための就労環境を整え、女性デジタル人材の加速化を目指すこととしています。

国際競争力を高め、生産性を向上させる上で、このプランの遂行実現が、日本の発展のため不可欠であります。デジタル化が進むことで、大都市一極集中による人口の偏在化も緩和され、感染症のリスクの低減も図られることと思います。

政府においては、地方の女性デジタル人材育成の強力的な推進を図るため、次の事項の実施を求めます。1、本プランの実施成功において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。2、テレワークによるデジタル分野の就労は、離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業のあっせん、紹介については、全国規模で行われるよう、プラットフォームを形成すること。3、育児や介護など時間的な制約があってもデジタルスキルを習得し、テレワークを活用しながら、就労ができ、実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。4、テレワークの定着促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。5、本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、議員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。蛙田忠行君。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

ただいまの意見書案第12号について、提案者の方に質問をいたします。

私はこの提案に関して、基本的な方向としては、決して必要性のないものとは理解しておりません。ただし、ただしですね。男女雇用機会均等法が成立し、今の日本社会における生活構造の中で男女の役割は平等であると。これはもう基本的な憲法に従った基本的な方向としてそういうものが出ておりますし、私どもも男性であろうと女性であろうと、家庭で言えば、旦那であろうとご婦人であろうと、基本的に与えられた責任と責務、社会における責任と責務、家庭における責任と責務、地域における責任と責務は、男女平等であるという認識に立っております。

この中で、まず1点目は、政府は本年4月26日女性デジタル人材育成プランというのを定めたと書いておりますけれども、提案者にお伺いしますけれども、これは政府といっても様々な部署があります。どちらのほうがどういう形でこの提案を、プランを出されたのか、まず答えていただきたいというのが1点。

2点目は、記の（2）テレワークによるデジタル分野の就労は、離れた地域でも可能で

あることからテレワーク可能な企業のあっせん、紹介については全国規模で行えるようプラットフォームを形成することとありますけれども、これも男女雇用、男女の平等という観点からいえば、あえて女性に限ってなぜこの文言を加えたのか、その点についてお答えいただきたい。

3点目、(3)の全国どこに住んでいてもという言葉の中にOJT等とありますけれども、この専門用語について、ご理解があれば説明をしていただきたいと思います。当然、提案される方はこのことはご理解の上で提案されておられると思いますので、私はこのOJTというのはよくわかりません。できれば、これを説明していただきたいと思います。

4点目、(4)テレワークの定着促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備することとありますけれども、これも先ほど(2)で申し上げたような内容と同じように、別にあえて女性デジタル人材云々かんぬんということを行わずともこれ男女に関わりなく、これを推進するという方向については私もそういう認識を持っておりますので、何であえてこれを加えられたのか。提案者に対して質問を求めます。

以上の点について、お答えいただきたい。よろしく願いいたします。

○議長(中野 勝寛君)

中尾淳子さん。

○議員(10番 中尾 淳子君)

今ちょっと適当な資料を持ち合わせておりませんので、後日、蛙田議員の方にはお届けしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○議長(中野 勝寛君)

蛙田忠行君。

○議員(4番 蛙田 忠行君)

この公式な本会議において、意見書という形で、公明党という公党が意見書を提案されておられるわけですから、内容について質問があった際にはしっかり答えられるというのは、これ、議会を尊重するという立場に立てばあってしかるべき当然のことです。今、中尾議員の方からその件についてお話がありましたけれども、ご質問があったらしっかり答えていただくというのが大前提でありまして、決して何か敵対的な野心を持って申し上げておるわけではございませんので、しかしながらやっぱりこういう意見書を出すということは、その意見書を出したらその意見書に対しての質問があったときにしっかりその内容に答えていただくだけの用意をしていただいて、質問に答えていただきたいということをあえて付け加えて質疑を終わります。

○議長(中野 勝寛君)

ほかに質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第12号については委員会の付託を省略したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員(6番 田口 澄雄君)

意見書案第12号、女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書について、反対討論をいたします。

女性のスキルアップのための人材育成については賛成ですが、ここに書かれているようなテレワークの推進やプラットフォームの形成による手法では、別の問題が生じられると思います。現在、国際的に行われているプラットフォームでは、2017年の時点での調査では、時給1時間あたりですね、447円。しかも、これに不払い労働の発生が出てまいりますので加味しますと、実質賃金が時給で1時間あたり332円、これ国際的な金額です、という最低賃金以下での運営実態があります。これは先行する諸外国での実例です。EUではこうしたことから労働者保護の法的規制を今強めています。

ところが我が国ではプラットフォームであることを口実に、団体交渉さえも認めない傾向にあります。プラットフォームの活用推進を言うのであるならば、同時にこのことの改善を前提とすべきです。

また、テレワークについても現在の状況を見ますと、年収300万円未満の実施率は12.7%、それに対して、1000万円以上の方では、51%と所得による利用格差が目立ちます。今後もこの格差が広がるおそれがあるのではないのでしょうか。

こうしたことから、そうした手法に頼ることで、さらなる格差を生み出す危険性まであります。活用の前に、労働者保護の法的規制を実施すべきです。

その点での何の保証のないこの意見書の内容については賛同できませんので、以上のことから、この意見書案については反対いたします。

○議長(中野 勝寛君)

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第12号、女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書を起立により採決します。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（中野 勝寛君）

起立少数であります。よって、意見書案第12号は否決されました。

日程第23. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第23、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、安田明美さん及び阿部伊知雄君を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和4年第4回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前12時04分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 安 田 明 美

議 員 阿 部 伊 知 雄